

長崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市条例第 33 号

長崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

長崎市認可地縁団体印鑑条例（平成 11 年長崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 5 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に、「第 11 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の改正規定（「第 11 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。